

# 1995年度平城宮跡・平城京跡出土木簡

平城宮跡発掘調査部

1995年度の調査では平城宮跡の2箇所、平城京跡の1箇所から計2961点（うち削屑2596点）の木簡が出土した。ここでは主要なものについて紹介する。

## (1) 造酒司地区（第250・259次調査）

内裏の東にあたるこの地区では既に第22次、第182次、第241次調査がなされており、出土木簡の内容などから造酒司跡と推定されている。95年度の二回の調査では、造酒司の南限築地とその南の東西道路を確認した。木簡は、造酒司内を南流する溝SD3035及びSD16733から各1点、東西道路SF11580を南北に横切る溝SD16742から27点（うち削屑15点）、SF11580の南側溝SD11600から2808点（うち削屑2459点）出土したほか、出土地区不明の削屑119点がある。以下、SD11600出土のものを中心に述べる。

年紀の記載としては、⑩の延暦元年（782）、⑪の同3年があり、長岡京遷都（延暦3年11月）直前の年紀を示す。文書木簡は内容上二つのグループに分けられる。第一のものは、春宮坊に対して被管官司から出された解である（①・②・③）。①・②はいずれも主膳監からの宿直報告である。複数の被管官司の解が含まれているので、これらは春宮坊本体から廃棄された可能性が高い。奈良時代末の皇太子としては他戸・山部（後の桓武天皇）・早良の三親王がいるが、比定についてはなお検討を要する。但し、⑫にみえる「大原史魚次」が宝亀7年3月25日春宮坊写経所送文（『大日本古文書』編年文書23-617）に自署する別当主兵署首大原魚次（『大日本古文書』は「首」を「正」に書き直したと解するが、恐らく逆）と同一人物であるとする、山部親王（宝亀4年（773）立太子、天応元年（781）即位）の春宮坊である可能性が高い。第二のものとして、「所」からの食料・食膳具請求文書がある（④～⑦、⑧もこれに含まれよう）。日下に別当などの名が記され、裏に四等官などの判が加えられている。その所属する官司は、判官、主典の表記が「進」「属」であることから、職クラスであることがわかる。「林浦海」は『続日本紀』延暦4年6月辛巳条に皇后宮少属としてみえ、「少進安倍」は同日条にみえる皇后宮少進安倍広津麻呂と一致する。以上のことから、これらの「所」は桓武天皇の皇后藤原乙牟漏（延暦2年4月18日立后）の皇后宮職の下部組織である可能性がある。

春宮坊関係の木簡が出土したことで、奈良時代末に春宮坊が今回の調査区の近くにあったことが推定できる。かつて第32次調査において、平城宮東南隅のSD3410・1250・4951から今回のものと類似する木簡が出土し、また、第104次調査でも、SD4951の上流部に当たると考えられるSD3236から同様の木簡が出土している。このことから、SD4951・3236などの上流即ち北方に春宮坊が所在することが推定されていたが（『平城宮木簡3（解説）』1981年）、今回の調査でその可能性がさらに高まった。しかし、具体的に春宮坊に比定し得る建物の遺構は検出されておらず、その位置は今後の調査の成果を待って考える必要がある。また、藤原乙牟漏の皇后宮職関係の木簡が出土したことで、皇后宮職の少なくとも一部の機関が今回の調査区の近くにあったことが窺える。『平城宮発掘調査報告XIII』（1991年）で、光仁天皇の皇后井上内親王や桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の宮は内裏内部に営まれたと推定したが、奈良時代末の皇后宮のあり方については、春宮坊関係木簡と皇后宮職関係木簡が共伴したことの意味も含めて、なお今後検討すべき課題が残る。また、これらの木簡は皇后宮職の「所」の具体像を窺える資料であり、今後他の文献資料との比較を踏まえた検討が必要である。

## (2) 平城京左京三条一坊十五坪（第266次調査）

坪内の井戸SE6690の採取痕跡から木簡5点（うち削屑3点）が出土した。⑬は木材の進上状か。平城京遷都直後の和銅4年（711）の年紀をもつ。

（古尾谷知浩）

SD 一六〇〇出土木簡

①・主膳監解 申宿侍二人 高橋山守 安都郡万呂

十一月廿二日秦一万 327・37・3 011

②・「膳監カ」  
「□□」解 申宿侍三人 秦一万 多米果麻呂 安都郡万呂

十一月廿三日秦一万 360・39・4 011

③ 主馬署解

(69)・(17)・1 081

④・縫 御服所請鱈老拾陸隻 小鱈一升 安倍庭女 都努碑田 安倍藤子 已上四人日料依命婦 石川尾張

宣所請如件 五月廿二日勝安麻呂 別当史生阿閑 326・32・3 011

⑤・綾所請鬻漆合人七口料 四月十日别当物部弟益

・「行少属三鳴大調」

(コノ他削り残りノ墨痕アリ) 219・32・3 011

⑥・御贖所請柏拾把 五月十三日酒部宅継

・「行 林浦海」 270・30・3 011

⑦ 人給所請骨海藻式升 官人御料 六月四日 235・35・4 011

⑧・請塩老斗 為焼皮并穴塗所請如件

五月七日 242・32・3 011

・〇「判少進安倍 少属三鳴「大調」」

⑨ 衛士四人給夕食 □

判大進 十三日 小 □ (144)・28・2 081

⑩ 伊豆国那賀郡那珂郷 戸主矢田部人成口 調龜堅魚拾壹斤拾兩 延暦元年十月十日 宇遲部得足 專当郡司擬領外正七位上膳臣山守

⑪・讃岐国山郡三谷郷凡直小野 □ 「田脱カ」

延暦三年四月十二日 □ 「日」 (94)・17・3 019

⑫ 大原史魚次 091

⑬・奉上

・「□□」 「ヲ給カ」 88・46・3 019

SE 六九〇出土木簡

⑬・〇奉上木三百二材

・〇和銅四年二月五日 (176)・30・2 019

